

長野県発達障がいペアレント・メンター事業実施要綱

1 目的

発達障がいのある子どもの養育経験がある親を発達障がいペアレント・メンター（以下「ペアレント・メンター」）として養成・認定することにより、発達障がいのある子ども（可能性のある場合も含む。以下同じ。）の親の社会的及び心理的な孤立を予防する体制を整備することを目的とする。

2 実施主体

長野県とする。

3 事業内容

(1) 発達障がいペアレント・メンター養成研修

ア. 目的

発達障がいのある子どもの養育経験を活かし、発達障がいのある子どもを育てている親を対象に相談や情報提供を行うペアレント・メンターを養成する。

イ. 対象者

養成研修の対象者は、次の3点を全て満たす者とする。

- ①発達障がいのある子どもの養育経験を有すること
- ②発達障がいのある子どもの親の会（「発達障がい支援のための資源ハンドブック2018」に掲載されている団体）における相談活動等の経験があること
- ③ペアレント・メンターとして1年以上活動できること

ウ. 内容・時間

研修内容は、ペアレント・メンターの活動を行うために必要な知識と技術に関する講義及び実習とし、研修時間は概ね16時間（4時間×4日）とする。

エ. 費用

受講者の参加費用は無料、交通費は受講者の自己負担とする。

研修会の開催に要する経費は長野県が負担する。

オ. 認定証

研修を修了した者は、ペアレント・メンターとして長野県が認定証（様式1）を発行するとともに、その名簿を整備する。

(2) 発達障がいペアレント・メンター派遣事業

ア. 目的

発達障がいのある子どもの養育経験を活かし、発達障がいのある子どもを育てている親を対象に相談や情報提供を行うペアレント・メンターを派遣する。

イ. 派遣依頼者

ペアレント・メンターの派遣依頼は、次のいずれかに当てはまる機関・団体が行うものとする。

- ①行政機関（市町村、県及び国の保健、福祉、労働、教育等の担当部署）
- ②教育機関（学校等）
- ③医療機関（病院、診療所等）
- ④児童発達支援事業所、児童福祉施設、障がい者支援施設
- ⑤発達障がいのある子どもの親の会
- ⑥その他、派遣先として適当と長野県が認めたもの

ウ. 派遣先

派遣先は、発達障がいのある子どもの親が集まる場とする。

エ. 活動内容

ペアレント・メンターの行う活動は以下のとおりとする。

- ①相談者の体験や悩みを共感的な態度で聞く。
- ②自分の育児体験を紹介する。
- ③地域の相談機関や利用できる機関の情報を紹介する。
- ④個別支援ノートなど親が利用しやすい支援ツールを紹介し、記入の際の補助等を行う。
- ⑤発達障がい者サポーター養成講座の開催を推進する。

オ. 活動形式

ペアレント・メンターの行う活動形式はグループでの相談形式とし、2名以上の派遣とする。また、活動に関しては派遣依頼者の同席を原則とする。

カ. 調整機関

長野県発達障がい者支援センター（以下「センター」という。）は、派遣依頼者からのペアレント・メンターの派遣の受付、派遣するペアレント・メンターの決定を行うとともに、ペアレント・メンターからの相談を受け、助言を行う。

キ. 実施方法

派遣に関する手順は以下のとおりとする。

- ①派遣依頼者は、様式2によりペアレント・メンターの派遣をセンターに依頼する。
- ②センターは、派遣するペアレント・メンターを決定し、様式3によりペアレント・メンターに派遣依頼を行うとともに、様式4により派遣依頼者に対して派遣するペアレント・メンター名を回答する。
- ③派遣終了後、ペアレント・メンターは、様式5により、依頼者は、様式6により、それぞれ実施結果をまとめ、センターに提出する。

ク. 費用

ペアレント・メンターの派遣に係る交通費等は、派遣依頼者の負担とする。

ケ. 個人情報の守秘等

ペアレント・メンターは、活動場面で知り得た個人情報は他者に伝えてはならない。ただし、事件、事故等の発生が予想される場合は、センター及び次世代サポーター

ト課に情報を提供し、対応を求めることができる。

一方、特に理由がなくペアレント・メンターが個人情報を他者に漏らした場合は、県はペアレント・メンターの認定を取り消し、認定証の返還を求めることができる。

附則 この要綱は平成 24 年 9 月 28 日より適用する。

この要綱は平成 26 年 8 月 18 日より適用する。

この要綱は平成 29 年 8 月 7 日より適用する。

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日より適用する。